

会員用無線 LAN 利用規約

(本規約の目的)

第1条 会員用無線 LAN 利用規約(以下「本規約」という。)は、ココカラ本厚木店(以下「当クラブ」という。)を利用される会員が、当クラブで整備した会員用無線 LAN(以下「無線 LAN」という。)の利用をされるに当たり、必要な事項を定めるものとします。

(無線 LAN を利用できる方)

第2条 無線 LAN を利用できる方は、以下の方とします。

当クラブ会員及びビジター

(無線 LAN の利用目的)

第3条 当クラブを利用される会員が、無線 LAN を利用することによって館内でより快適に過ごしていただけることを目的とします。

(利用場所及び時間)

第4条 利用場所及び利用時間は別表の通りとします。

ただし、休館日は利用できません。

(無線 LAN 利用のための準備等)

第5条 無線 LAN の利用を希望する会員は、利用に当たって、次に掲げるものの準備が必要です。なお、当クラブからの機器の貸し出し、電源の支給は行いません。

(1)スマートフォン、タブレット等(装置に必要なバッテリー等の電源を含む。)

(2)閲覧ソフト等

2 無線 LAN を利用する際は、機器等のファイル共有機能を無効にする、ファイアウォールを有効にするなど、各自で情報セキュリティ対策を行ってください。

3 無線 LAN への接続に係る会員の機器設定は、会員が行うものとします。

(無線 LAN の利用)

第6条 会員は、無線 LAN を利用してインターネットに接続することができます。

2 会員は、本規約に同意しなければ、無線 LAN を利用してはならないものとします。

3 無線 LAN を利用した会員は、本規約に同意したものとみなします。

4 無線 LAN の利用料金は、無料とします。

(禁止事項)

第7条 会員は、無線 LAN を利用して次に掲げる行為をしてはならないものとします。

- (1) 著作権その他の権利を侵害する行為及びそのおそれのある行為
- (2) 財産又はプライバシーを侵害する行為及びそのおそれのある行為
- (3) 大音量での音楽・動画再生、大量データのダウンロード等、通信回線に負担をかける行為
- (4) 情報を不正取得する行為
- (5) 誹謗中傷する行為
- (6) 公序良俗に反する行為若しくはそのおそれのある行為、又は公序良俗に反する情報を第三者に提供する行為
- (7) 犯罪的行為若しくは犯罪的行為に結び付く行為又はそのおそれのある行為
- (8) ID 又はパスワードを不正に使用する行為
- (9) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを、無線 LAN を通じ、若しくは関連して使用する行為又は提供する行為
- (10) 特定又は不特定多数に大量のメールを送信する行為
- (11) パスワードを第三者へ開示する行為
- (12) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し、若しくは違反するおそれのある行為又は当クラブが不適切と判断する行為並びに他の会員若しくは当クラブ又は当クラブ関係者に不利益又は損害を与える行為及びそのおそれのある行為

(運用の中止等)

第8条 当クラブは、次の各号のいずれかに該当するときは、無線 LAN の運用を中止することができるものとします。

- (1) 無線 LAN のシステムを保守又は工事を行うとき。
- (2) 無線 LAN のシステムに係る設備、ネットワークの障害等やむを得ない事由があるとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、無線 LAN の運用上、当クラブが必要と認めるとき。

2 無線 LAN の運用の中止により、利用者又は第三者が被った損害については、当クラブはその責めを負わないものとします。

3 無線 LAN の適切な利用を図るため、特定の WEB サイトへの接続を制限することができるものとします。

(免責等)

第9条 当クラブは、無線 LAN のサービスの内容及び会員が無線 LAN を通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等についていかなる保証も行わないものとします。

2 無線 LAN サービスの提供、遅滞、変更、中止又は廃止、ウイルス感染等による被害、データの破損又は漏洩その他無線 LAN に関連して発生した会員の損害については、当クラブは

その責を負わないものとします。

3 会員がインターネット上で利用した有料サービスは、当該会員が費用を負担するものとします。

4 接続する機種、OS、ソフト等により無線 LAN を利用できないときがあっても、当クラブは、その責を負わないものとします。

5 会員が無線 LAN を利用したことにより、他の会員や第三者との間に生じた紛争等について、当クラブは、その責を負わないものとします。

(管轄)

第 10 条 無線 LAN の利用に関して、当クラブと会員の間を生ずるすべての紛争については、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(利用規約の変更)

第 11 条 当クラブは、必要があると認めるときは、予告なくこの規約を変更することができ、変更後の規約をただちに当クラブの掲示板に掲出するものとします。この規約の変更後に会員が本サービスを利用したときは、会員は、変更後の規約に同意したものとみなします。

附 則本規約は、平成 29 年 8 月 4 日から実施します。

附 則本改定規約は、平成 29 年 12 月 29 日から実施します。

別表 (第 4 条関係)

利用場所	利用時間
5F ラウンジ、ネットラウンジ	平日 5:00-23:00
5F リラクゼーションルーム	土曜 5:00-21:00 日祝 5:00-21:00
5F トレーニングジムエリア	平日 5:00-22:30 土曜 5:00-20:30 日祝 5:00-20:30